

私立幼稚園等地域開放推進費補助金に係る新型コロナウイルス感染症に関する留意事項

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、幼稚園等が例年行っている地域開放事業の一部を中止した場合についての取扱いは、以下のとおりとする。

1. 補助基準回数について

→中止期間を除いて補助基準回数を満たしていれば、補助条件を満たすものとする。

(例ア) 子育て相談・教育相談事業の場合 【補助基準回数：1か月に2回以上】

例年1か月に2回、年間合計24回の相談事業を実施している幼稚園が、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和5年4月～8月の相談事業を中止した場合

→令和5年9月～令和6年3月の期間で1か月に2回、9月以降に年間合計14回以上の相談事業を実施していれば、補助基準回数を満たすものとする。

(例イ) 子育て講演会・セミナー等開催事業場合 【補助基準回数：1年間に2回以上】

例年1学期に1回、2学期に1回、年間合計2回の講演会事業を実施している幼稚園が、新型コロナウイルス感染症対策のため、

＜1学期の講演会事業を中止した場合＞

→新たに2学期分または3学期分を追加し、2学期と3学期の期間で合計2回以上の講演会事業を実施していれば、補助基準回数を満たすものとする。

＜1学期、2学期の講演会事業を両方中止した場合＞

→新たに3学期分を2回追加し、合計2回以上の講演会事業を実施していれば、補助基準回数を満たすものとする。

(例ウ) 親子のふれあい交流事業の場合 【補助基準回数：1学期に1回以上】

例年1学期に1回、2学期に1回、3学期に1回、年間合計3回の親子ふれあい事業を実施している幼稚園が、新型コロナウイルス感染症対策のため、

＜1学期の親子ふれあい事業を中止した場合＞

→2学期と3学期でそれぞれ1回ずつ以上の親子ふれあい事業を実施していれば、補助基準回数を満たすものとする。

＜1学期、2学期の親子ふれあい事業を中止した場合＞

→3学期に1回以上の親子のふれあい事業を実施していれば、補助基準回数を満たすものとする。

(例エ) 園地園舎の開放事業の場合 【補助基準回数：1週間に4回以上】

例年1週間に4回、年間合計約210回の開放事業を実施している幼稚園が、新型コロナウイルス感染症対策のため、

＜1学期の開放事業を中止した場合＞

→2学期、3学期で1週間に4回以上、年間合計約120回程度（週4回×約30週）の開放事業を実施していれば、補助基準回数を満たすものとする。

＜1学期、2学期の開放事業を中止した場合＞

→3学期で1週間に4回以上、年間合計約40回程度（週4回×約10週）の開放事業を実施していれば、補助基準回数を満たすものとする。

(例オ) 地域とのふれあい交流事業の場合 【補助基準回数：1年間に2回以上】
例年1学期に1回、2学期に1回、年間合計2回の地域ふれあい交流事業を実施している幼稚園が、新型コロナウイルス感染症対策のため、

<1学期の地域ふれあい交流事業を中止した場合>

→新たに2学期分または3学期分を追加し、2学期と3学期の期間で合計2回以上の地域ふれあい交流事業を実施していれば、補助基準回数を満たすものとする。

<1学期、2学期の地域ふれあい交流事業を両方中止した場合>

→新たに3学期分を2回以上追加し、1年間で合計2回以上の地域ふれあい交流事業を実施していれば、補助基準回数を満たすものとする。

2. 事業にかかる収支について

→本来実施予定ではあったが中止する事業は、その分を除いて事業計画書を作成すること。

(例カ) 地域とのふれあい交流事業の場合 【補助基準回数：1年間に2回以上】

例年7月に夕涼み会(事業経費50,000円)、10月にハロウィンパーティー(事業経費100,000円)、1月にお餅つき(事業経費30,000円)の地域ふれあい交流を実施する幼稚園が、7月の夕涼み会を中止した場合

→事業計画書の別紙の、「(2) 事業にかかる収支予算書」には、中止分を除いた130,000円の金額を記載すること。